

法令名	住民基本台帳法
根拠条項	第 30 条の 38 第 5 項
処分の概要	住民票コードの利用制限に違反する行為を中止する等の勧告に従うべき事の命令
法令の定め	<p>第 30 条の 38</p> <p>2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。</p> <p>3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース（第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この項において同じ。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。</p> <p>4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。</p> <p>5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第三十条の四十第一項に規定する都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>
処分基準	過去に処分実績がなく、処分の原因となる事実の認定に関して具体的な基準を画一的に定めることは困難であることから処分基準の定めはない。
処分担当課	総合政策部地域行政局市町村課行政係 (電話番号：011-204-5152)
問い合わせ先	同上
備考	